

堺市立学校で発生した体罰事案について

堺市立小学校及び中学校において、児童・生徒に対する不適切指導（2件）があり、令和4年9月2日（金）に「堺市体罰及びセクシュアル・ハラスメント問題調査庁内委員会」を開催し、いずれの事案についても体罰事案として認定しました。

関係の保護者、児童・生徒の皆様には深くお詫び申し上げます。今回の事態を重く受け止め、教育委員会として体罰に対する教職員の認識を高め、今後このような事態を起こさないよう再発防止に取り組みます。

事案の概要等については、以下のとおりです。

（事案1（市立小学校の事案））

1 体罰事案の概要

令和4年6月21日（火）、理科専科教諭が行う理科の授業中に、当該担任教諭が、担任の席に座っていた児童Aに自分の席に戻るよう促した。児童Aが自分の席に戻る様子がなく、担任の机を叩き始めたので、当該担任教諭が担任の席から移動させようと児童Aの両脇を抱えた際に、児童Aが暴れたことによって児童Aが尻もちをついた。その後、当該担任教諭が、児童Aの片手片足を持って教室の出入り口まで引きずり、廊下に出る際、児童Aの臀部を蹴った。廊下で当該担任教諭と児童Aが胸ぐらのつかみ合いになり、当該担任教諭は児童Aから左足を蹴られた際に両肩を抱え押し倒し、立ち上がった後も胸ぐらをつかみ合い口論となった。

2 事案発生後の対応

事案発生当日、生徒指導主事から校長に報告があり、校長が当該担任教諭及び児童Aに事実確認を行った。また同日、校長と当該担任教諭が家庭訪問を行い、児童Aと保護者に説明と謝罪を行った。その後、校長は教育委員会に報告を行った。

3 被害児童の状況

- ・胸のひっかき傷
- ・右内腿打撲（全治1週間）

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該担任教諭の処分を検討します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

（事案2（市立中学校の事案））

1 体罰事案の概要

令和4年5月11日（水）、4名の生徒（被害生徒A、B、C、その他1名）が中庭の他学年の生徒に向かって廊下から叫んでいたため、当該教諭は4名の生徒を指導した。その際、被害生徒Aが笑っているように見えたた

め、当該教諭は被害生徒 A の頭をはたこうとしたがあたらなかったためふくらはぎを蹴った。また被害生徒 B も同様に笑っているよう見えたため、当該教諭は左肩を押した。その際、被害生徒 B は靴箱に左肩をぶつけた。被害生徒 C とその他 1 名は先に指導が終わり教室に戻っていたが、席に着いていた被害生徒 C に対して、当該教諭は後ろから後頭部をはたいた。

2 事案発生後の対応

- ・5月14日（土）、被害生徒の保護者から相談を受けた方から教育委員会に体罰事案があったとの連絡があり、当該中学校へ確認したところ判明した。
- ・5月15日（日）、校長らが当該教諭や3名の被害生徒 A、B、C に事実確認を行い、同日、校長から3名の被害生徒及びその保護者に説明と謝罪を行った。

3 被害生徒の状況

- ・被害生徒 A、B、C はいずれもけがはなし

4 今後の対応

- ・今後、教育委員会において、当該担任教諭の処分を検討します。
- ・研修等を行い、体罰に対する教職員の認識を高め、再発防止に取り組みます。

問い合わせ先	担 当 課: 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話: 072-228-7436 ファックス: 072-228-7421
--------	---